

イノシシの保護及び管理に関する最近の動向について

1. 捕獲の状況

近年、イノシシの狩猟による捕獲数は微減、個体数調整による捕獲数は微増であるが、有害鳥獣捕獲数が年々増加し続けている。2010（平成 22）年以降は有害鳥獣捕獲も含めた許可捕獲が全体の半数以上を占めており、イノシシの捕獲において許可捕獲は重要なツールと言える（図 1）。

鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手育成が必要なことから、鳥獣法改正により、指定管理鳥獣捕獲等事業と認定鳥獣捕獲等事業者制度が創設・導入されたことから、今後さらに捕獲数は増加していくと考えられる。

また、イノシシの分布は拡大している（参考資料 1）。全国的な推定個体数、捕獲数も増加傾向である（参考資料 2、3）。最近 5 年間の捕獲数の変化（平成 21 年度と平成 25 年度）をみると、特にこれまで分布が限定的であった東北地方において、岩手県では 0 頭から 37 頭、宮城県では 102 頭から 5,284 頭、山形県では 18 頭から 79 頭、福島県では 3,219 頭から 11,087 頭に増加しており、北陸地方において、富山県で 325 頭から 1,015 頭、石川県で 1,698 頭から 2,684 頭に増加している。

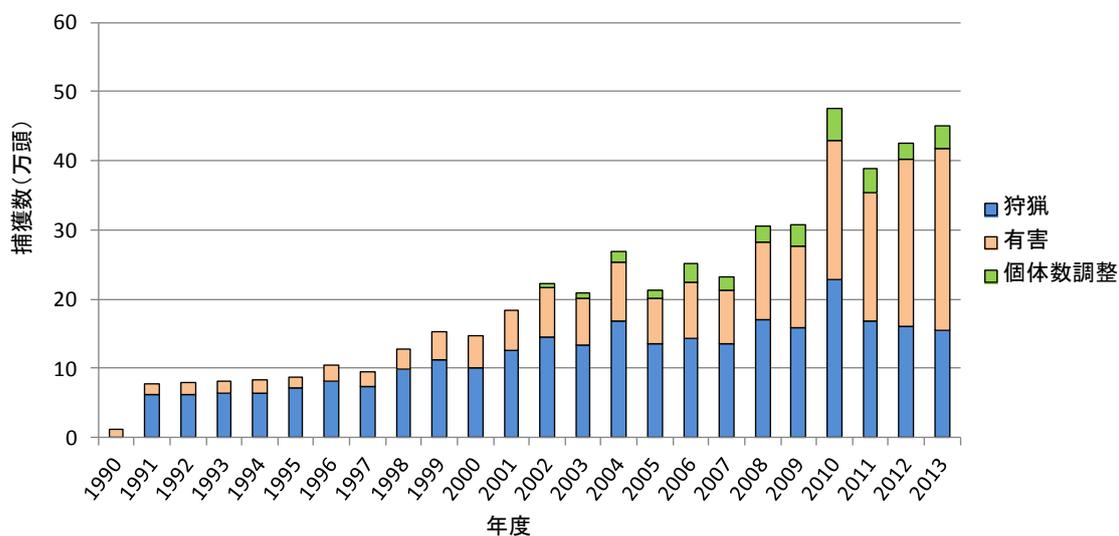


図 1 イノシシの捕獲数の推移

2. 狩猟者の状況

狩猟者登録数は1990（平成2）年には25万人を超えていたが、ほぼ一定の比率で減少しており、2010（平成22）年には15万人を下まわった。この減少は、銃猟免許者の減少によるものである。逆に網・わな猟免許者（その多くはわな猟免許者）は少しずつ増加している。わな猟免許者の増加は、免許取得に対する行政の支援もあって、農家等による自衛のための免許取得が増えていると考えられる（図2）。

狩猟者の年齢構成は著しく高齢化が進んでおり、1990（平成2）年には60歳未満が8割を占めていたが、20年後の2010（平成22）年には全体の3分の1程度に減少し、60歳以上が3分の2を占めるに至っている。一方で、わずかではあるが平成20（2008）年度以降は20～29歳の狩猟免許交付数が年々増加している（図3）。

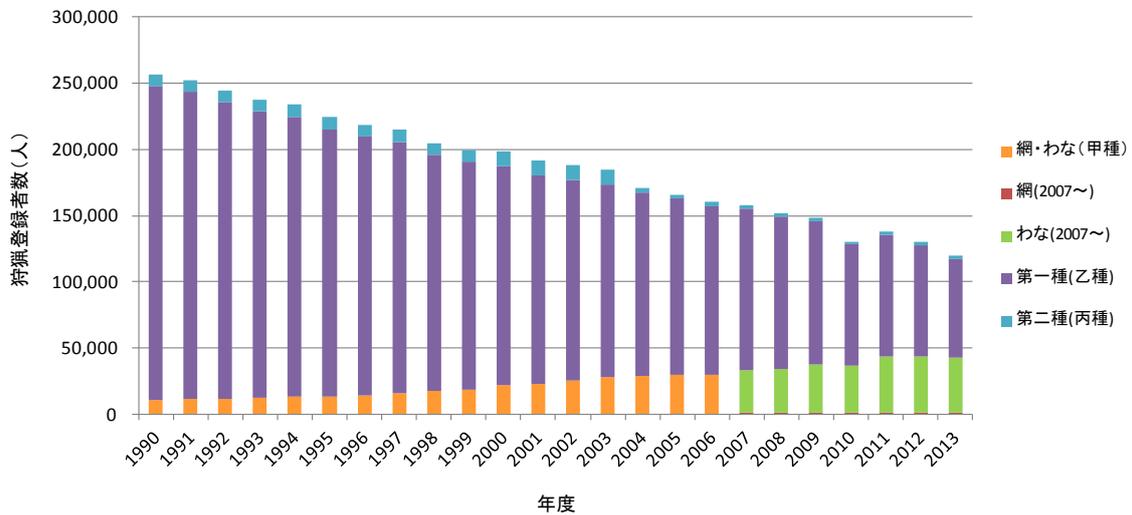


図2 狩猟登録者数の推移

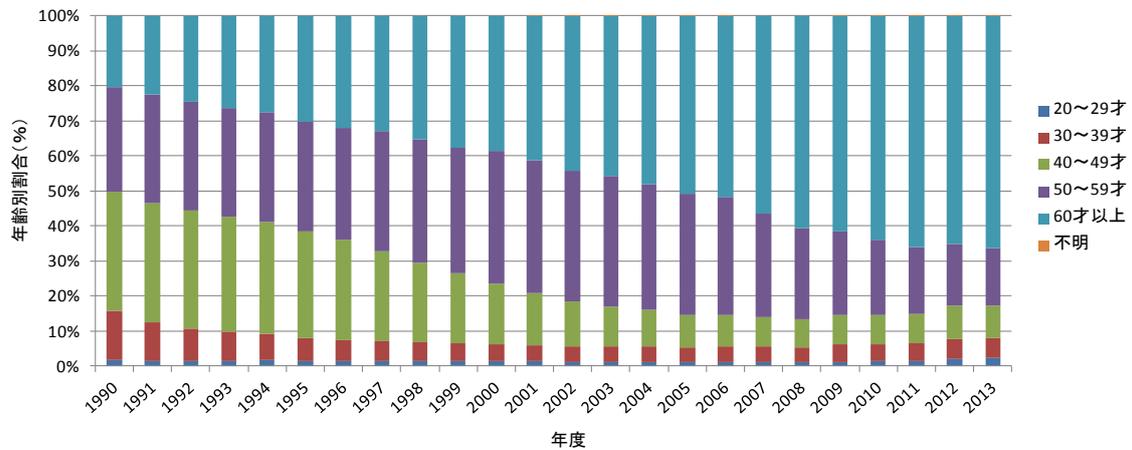


図3 年齢別狩猟免許交付状況

3. 第二種特定鳥獣管理計画の策定状況

2015（平成 27）年 5 月 29 日に施行された改正鳥獣法により、これまでイノシシの特定鳥獣保護管理計画が策定されていた 38 府県について、第二種特定鳥獣管理計画（生息数が著しく増加し、又は生息地の範囲が拡大している鳥獣の管理に関する計画）へと変更された。また、これに併せて千葉県においても第二種特定鳥獣管理計画が策定され、計画が策定されている都道府県数は 39 府県となった（参考資料 4）。

4. 鳥獣法改正による、新たな事業や制度の創設・導入

鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手育成が必要なことから、鳥獣法改正により、都道府県等が指定管理鳥獣の捕獲等を実施する指定管理鳥獣捕獲等事業と、鳥獣の捕獲をする事業者を都道府県知事が認定する認定鳥獣捕獲等事業者制度が創設・導入され、夜間銃猟等に関する特例も設けられた。

指定管理鳥獣捕獲等事業の対象となる、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある指定管理鳥獣には、ニホンジカとイノシシが指定されている。平成 27 年度以降にイノシシを対象に指定管理捕獲等事業を実施または実施予定の自治体は 11 である（参考資料 5）。ニホンジカと比べると、指定管理捕獲等事業を実施している、あるいは実施を予定している自治体は少ない。